

放課後児童支援員等処遇改善事業の未払いについて（報告）

《事案の概要》

令和4年2月から9月までの間、全額国の補助として放課後児童支援員等を対象に、月額9,000円の給与引き上げ措置が講じられ、市では同事業を実施した委託事業者へ補助金として支払いを行った。

令和4年10月以降も、賃金改善の水準を維持するため、子ども・子育て支援交付金（以下 交付金）（負担率：国 1/3、県 1/3、市 1/3）により、放課後児童支援員等処遇改善事業として同様の措置が講じられた。

市の委託事業者から当該支援措置について問い合わせがあった際に、前児童館長は、児童クラブ運営委託事業費全体の中で、支援員の処遇改善を図ることが可能であると判断し、当該支援措置はない旨回答したが、委託事業者においては、市からの説明に関わらず、当該支援措置を認識していたため、独自に処遇改善費の立て替え払いをしていた。

一方、市は、処遇改善事業に係る事業計画書及び実績報告の提出を委託事業者へ求め、市は提出のあった実績報告書に基づき、国及び県へ交付金を申請し、歳入で財源として受け入れていたが、市から委託事業者へ支払いを行っていなかった。

令和6年9月2日、委託事業者本社からの指示を受けて、委託事業者の現担当者が令和5年4月～令和5年9月分の交付金が振り込まれていないとの申出があり、市において事実確認を行ったところ、児童クラブ担当において当該事案の把握をするに至りました。

《事案の経過》

令和6年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託事業者から交付金（令和5年4月分～9月分）について、確認依頼。</li> <li>同日、令和5年4月分～9月分の他に令和4年10月分～令和5年3月分まで未払いであることを確認。</li> </ul>
令和6年9月3日～10月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>前児童館長へ聞き取り調査を実施</li> <li>前児童館長は、支払っている児童クラブ運営委託料の経費の一部として処遇改善費を流用できると誤った考えのもと、独自の判断で委託事業者へ説明したことを確認。</li> </ul>
令和6年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>県へ本事案を報告し、交付金の返還等の手続きについて確認。</li> </ul>
令和6年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>県から委託事業者へ未払い分を支払えば、交付金の返</li> </ul>

	還の必要はない旨の回答。
令和6年11月12日	かすみがうら市議会 文教厚生委員会で事案報告
令和6年11月21日	かすみがうら市議会 全員協議会で事案報告
令和6年11月26日	記者発表

### 《処遇改善費に関する委託事業者への支払い状況》

【放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業】（負担率：国 10/10）  
令和4年2月～9月 3,038,000円 支払い済み

【子ども・子育て支援交付金】（負担率：国 1/3、県 1/3、市 1/3）

期 間	金 額	支払い状況
令和4年度（10月～3月）	1,970,100円	未払い
令和5年度（4月～9月）	1,927,760円	未払い
<b>合 計</b>	<b>3,897,860円</b>	<b>未払い額</b>

### 《処遇改善費に関する委託事業者への支払い時期》

令和6年11月21日の全員協議会で説明後に、支払い予定。

### 《事案発生に至る背景》

今回の事案については、前児童館長が処遇改善費に関する特定財源と児童クラブ運営委託料の内容を正確に理解していなかったこと、また、その取り扱いについて上司や交付金担当者に相談や意思疎通が図られていなく独自に判断したこと。

さらに、委託事業者へ処遇改善費を支払っていないにもかかわらず、国及び県に対し支払ったとする交付金の実績報告を行った、不適切な事務処理が要因と思料します。

### 《再発防止策》

今後は、所属内の業務及び所属職員の業務の進行状況を把握し、日々の打ち合わせ等を通じて、交付金の補助対象経費の事業者への支出について、交付金担当者とは別の職員がチェックをし、所属内の連絡事項の徹底、職員間の意思疎通を図っていきます。